

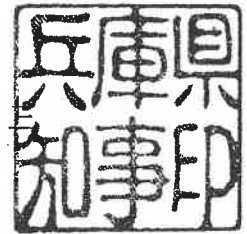
ビ第1093号
令和2年10月26日

兵庫県議会議長

原 テツアキ 様

兵庫県知事

井戸 敏



県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の「基本的な計画」について

令和2年度及び3年度前半に策定・改定予定の計画について、別紙のとおりとりまとめましたので報告します。

令和2年度及び令和3年度前半に策定・改定予定の計画について

1 趣旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（以下「基本計画条例」）に関し、令和2年度及び令和3年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 策定・改定予定計画の区分と概要

(1) 基本的な計画（議決対象）

政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画

| 名称 | 内容 | 期間 | 理由 | 担当部局課 |
|-----------------|--|----------------|-----------------|--------------------------|
| 芸術文化振興ビジョン | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の芸術文化施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針となる計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 芸術文化施策に関する基本目標、基本方向、重点取組項目等 | R3～8 (6年) | 基本計画条例第2条により指定済 | 企画県民部 知事公室 芸術文化課 |
| 兵庫県男女共同参画計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等を定める計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点目標、主な取組、数値目標、推進体制等 | R3～7 (5年) | 基本計画条例第2条により指定済 | 企画県民部 女性青少年局 男女家庭課 |
| ひょうご多文化共生社会推進指針 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の多文化共生社会の実現に向けた基本方針を示す計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の多文化共生社会の目指す姿、取組方針、重点施策等 | R3～7 (5年) | 基本計画条例第2条により指定済 | 産業労働部 国際交流課 |
| ひょうご農林水産ビジョン | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の農林水産業及び農山漁村に関する各種施策の基本となる計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県農林水産業の基本方向と具体的推進方策、数値目標等 | R3～12 (10年) | 基本計画条例第2条により指定済 | 農政環境部 農政企画局 総合農政課 |

(2) 基本的な計画ではない計画（議決対象外）

上位計画等で定められた基本方針の内容を具体的に示す計画または具体的施策を記載する実施計画等

| 名称 | 内容 | 期間 | 理由 | 担当部局課 |
|--------------------------------|--|-------------------|---|-------------------------|
| 兵庫県地域防災計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第40条の規定に基づき、都道府県防災会議（都道府県及び防災関係機関等により構成）が作成する県及び防災関係機関の防災対策の責務を定める計画 国作成の防災基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 風水害、地震、海上事故、原子力、大規模事故についての予防、応急対策、復旧・復興の計画等 | S38～ (期間の定めなし) | 本県及び防災関係機関の防災対策における具体的事業内容を示す実施計画のため | 企画県民部 防災企画局 防災企画課 |
| 参画と協働の推進方策 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の参画と協働の推進に関する条例第6条及び第8条に基づき、県の参画と協働に関する具体的施策を定める計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域づくり活動に対する支援に関する施策 県民の県行政への参画と協働を推進する施策等 | R3～7 (5年) | 県民の参画と協働の推進に関する条例のもとに、具体的な取組方針を示す計画であるため | 企画県民部 県民生活局 県民生活課 |
| 県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民ボランティア活動の促進等に関する条例第6条に基づき、ボランティア活動促進のための施策を示す計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援活動の範囲、活動機会の提供及び基盤整備に関する事項 施策実施にあたり配慮すべき事項等 | R3～ (期間の定めなし) | 県民のボランティア活動の支援という個別分野の具体的方策を定める実施計画であるため | 企画県民部 県民生活局 県民生活課 |
| 兵庫県動物愛護管理推進計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国指針（動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針）に即して、県の動物愛護管理行政の具体的な施策を示す計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する方針及び具体的な施策 | R3～12 (10年) | 動物愛護管理行政という個別分野の具体的施策を上位計画に即して示す実施計画であるため | 健康福祉部 健康局 生活衛生課 |
| 兵庫県保健医療計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法第30条に基づき、医療と介護の一体化・連携、良質で効率的な医療提供体制の確立等を推進するための具体的施策を示す計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健医療圏や基準病床数などの計画 在宅医療や感染症対策など保健・医療・福祉の総合的な施策等 | H30～R5 (6年) | 少子高齢社会福祉ビジョン（議決対象）の下位計画であり、保健医療分野の具体的な数値目標、推進方策を示す計画のため | 健康福祉部 健康局 医務課 |

| 名称 | 内容 | 期間 | 理由 | 担当部局課 |
|----------------|---|----------------|---|--------------------------|
| 兵庫県職業能力開発計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の職業能力開発基本計画に基づき、県で実施する職業能力開発施策を定める計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能労働力等の労働力需給動向に関する事項 職業能力開発の実施目標、施策に関する事項等 | R3～7 (5年) | ひょうご経済・雇用活性化プラン（議決対象）の下位計画であり、職業能力開発という個別分野の実施計画のため | 産業労働部 政策労働局 能力開発課 |
| 兵庫県バイオマス活用推進計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマス活用推進基本法第21条に基づき、県内のバイオマスの活用方針を定める計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマス種類ごとの活用の目標及び取組方針等 | R3～12 (10年) | ひょうご農林水産ビジョン（議決対象）の下位計画であり、バイオマス利用という個別分野の実施計画のため | 農政環境部 農政企画局 消費流通課 |
| 兵庫県果樹農業振興計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 果樹農業振興特別措置法第2条に基づき果樹農業振興のための方針等を定める計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 果樹農業の振興に関する方針 栽培面積及び生産目標等 | R3～12 (10年) | ひょうご農林水産ビジョン（議決対象）の下位計画であり、果樹農業の振興という個別分野の実施計画のため | 農政環境部 農林水産局 農産園芸課 |
| ひょうご花き振興方策 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 花き振興法第4条に基づき、県産花きの生産拡大のための具体的な行動計画を定める計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 花き産業振興のための方針 重点品目別振興施策等 | R3～12 (10年) | ひょうご農林水産ビジョン（議決対象）の下位計画であり、花きの振興という個別分野の実施計画のため | 農政環境部 農林水産局 農産園芸課 |
| 兵庫県地球温暖化対策推進計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法第21条に基づき、県内の温室効果ガス排出抑制等のための施策を定める計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県における2030年度の温室効果ガス削減目標 気候変動等を踏まえた適応策等 | R3～12 (10年) | 兵庫県環境基本計画（議決対象）の下位計画であり、温暖化対策という個別分野の計画のため | 農政環境部 環境管理局 温暖化対策課 |

| 名称 | 内容 | 期間 | 理由 | 担当部局課 |
|--------------------|---|----------------|--|----------------------------------|
| ひょうご公共交通10 カ年計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策基本法第9条（地方公共団体の責務）に基づく公共交通施策を取りまとめた計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後10年間の県内公共交通施策の推進方向 | R3～12 (10年) | ひょうご21世紀交通ビジョン（議決対象）の下位計画であり、公共交通という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画のため | 県土整備部 県土企画局 交通政策課 |
| 福祉のまちづくり基本方針 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり条例第7条に基づき、施設整備等、福祉のまちづくりの取組方針及び具体方策を示す計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な要配慮者の特性に応じた取組 障害者等、当事者の主体的な参画による取組等 | R3～7 (5年) | まちづくり基本方針及びひょうごユニバーサル社会づくり総合指針（議決対象）の下位計画であり、福祉のまちづくりという個別分野の計画のため | 県土整備部 まちづくり局 都市政策課 |
| ひょうご県営住宅整備・管理計画 | <p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県住生活基本計画に基づく分野別計画で、県営住宅の整備・管理に関する方針及び重点施策を定める計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営住宅のマネジメント方針やストック量の目安 県営住宅の整備・管理に関する施策等 | R3～7 (5年) | 兵庫県住生活基本計画（議決対象）の下位計画であり、県営住宅の整備・管理という個別分野の実施計画のため | 県土整備部 住宅建築局 公営住宅課 住宅管理課 |

(参考) 10/2 説明資料に記載した計画（協議過程において計画期間を3年としたため基本計画条例の対象外）

| 名称 | 内容 | 期間 | 担当部局課 |
|----------------|---|--------------|-------------------------|
| 行政手続オンライン化推進計画 | <p>「ひょうごデータ利活用プランスマート県庁推進プログラム」に基づきオンライン化する手続やシステム整備の方針を定める計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 優先的にオンライン化に取り組む手続 オンライン化・システム整備の方向性等 | R3～5 (3年) | 企画県民部 科学情報局 情報企画課 |